

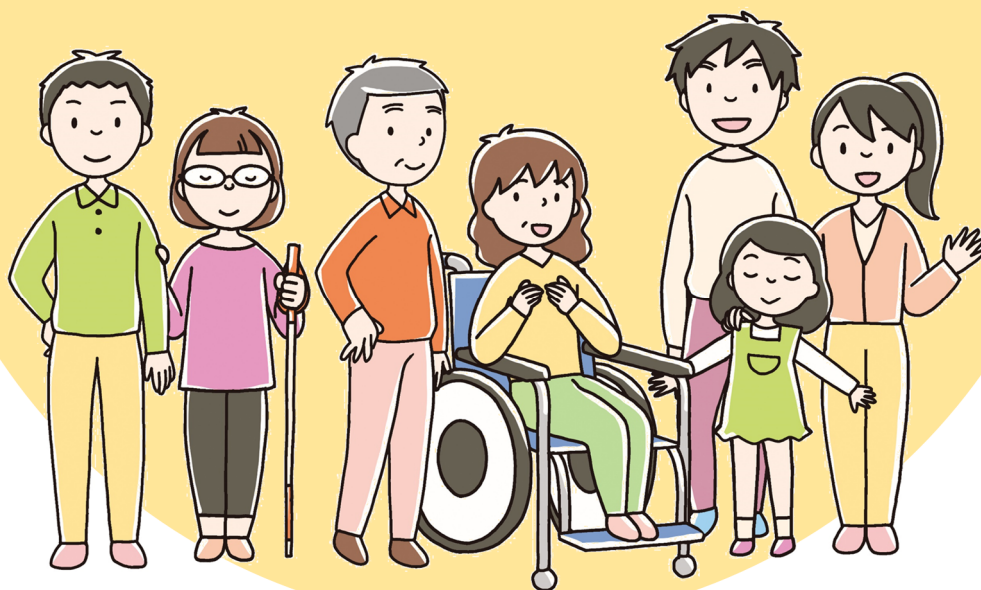
概要版

# 刈谷市障害者計画

【令和6年度～令和11年度】

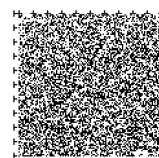
## 第7期刈谷市障害福祉計画・ 第3期刈谷市障害児福祉計画

【令和6年度～令和8年度】



視覚に障害のある方もご利用いただけるように「音声コード(Uni-Voice:ユニボイス)」を付けました。スマートフォン等で専用アプリをダウンロードし、コードを読み取ることで、自動で文章を読み上げます。

※Uni-VoiceはUni-Voice事業企画株式会社の登録商標です。



# 計画の概要

## 計画の性格

「刈谷市障害者計画」は障害者基本法第11条第3項に基づく「市町村障害者計画」で、本市における障害者施策の基本的な考え方を明らかにし、障害者施策の総合的な推進をめざすものです。また、「第7期刈谷市障害福祉計画・第3期刈谷市障害児福祉計画」は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）第88条に基づく「市町村障害福祉計画」及び児童福祉法第33条の20に基づく「市町村障害児福祉計画」で、計画期間各年度の障害福祉サービス等の見込み量や提供体制を定めるものです。

## 計画の期間

「刈谷市障害者計画」の計画期間は、令和6年度から令和11年度までの6年間、「第7期刈谷市障害福祉計画」「第3期刈谷市障害児福祉計画」は令和6年度から令和8年度までの3年間とします。

# 刈谷市障害者計画

## 基本理念とめざす姿

基本理念

### ノーマライゼーション

障害のあるなしにかかわらず、地域や家庭で普通の暮らしができる社会をめざす

めざす姿

### 共に暮らせるまち 刈谷

すべての市民が人格と個性を尊重されるまちづくりを進め、障害のあるなしにかかわらずいきいきと働き、あらゆる活動に参加でき、安心して暮らせる刈谷市をつくる

## 基本目標

### 基本目標1 暮らしの基盤づくり

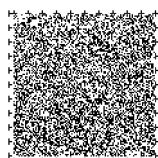
障害のある人もない人も安心して暮らすことができるよう、障害を予防・軽減する保健・医療施策の推進、障害のある人の暮らしを支える障害福祉サービス等の提供、相談支援や情報提供を行います。

### 基本目標2 自立と社会参加の基盤づくり

障害のある人がいきいきと暮らすことができるよう、障害の特性に合った療育や学校教育体制の整備、障害のある人の自立や社会参加につながる雇用・就労の推進、暮らしを豊かにするスポーツや文化芸術活動の機会の充実を図ります。

### 基本目標3 人にやさしいまちづくり

障害のある人が地域社会の一員として生活することができるよう、環境の整備や災害時への対策等のまちづくり、地域住民の障害への理解促進、地域でお互いが支えあって暮らすための地域福祉の推進を図ります。



## 重点課題

この計画では、以下の6つを重点課題と設定し、優先的に施策に取り組みます。

### 1 障害のある人の権利擁護とさらなる差別の解消

虐待防止や権利擁護に係る制度の継続的な周知や利用促進を図る必要があります。また、SDGs等、国際的な動向も踏まえて、市全体で社会的障壁の除去に向けた取組を総合的に進めていくことが重要です。

### 2 多様な就労への支援

現在就労していないが就労を希望する人がみられることから、就労の受け皿の確保が必要です。また、一般就労、福祉的就労等、障害のある人の特性や希望に合わせた多様な働き方への支援が必要です。

### 3 障害のある子どもや保護者への支援の充実

令和3年9月に施行された「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（医療的ケア児支援法）」において、市町村が医療的ケア児及びその家族に対する支援を行う責務を有することが明記されました。同法に基づき、医療的ケア児への対応の充実が必要です。

また、発達障害のある子ども等、多様な特性を持つ人、ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等による保護者支援等、子ども・保護者や支援者が安心できる支援の充実が重要です。

### 4 障害のある人が安心・安全に暮らせるまちづくり

グループホームは充実しつつありますが、重度の障害のある人や一人暮らしを支える支援等、「親亡き後」を支えるための多様な暮らしを支援していくことが重要です。

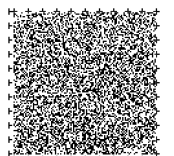
令和3年5月に施行された改正災害対策基本法において、個別避難計画の作成が努力義務とされており、個別避難計画の作成促進が必要です。また、災害時の避難に関する取組、避難所における対応等、障害のある人が災害時に安心できる体制を充実させることが必要です。

### 5 相談支援の充実

計画相談支援等における対応の拡充が求められています。また、全国的に福祉分野全体において世帯単位での包括的な相談支援やアウトリーチ等の強化が求められており、庁内の連携体制強化や相談体制の構築を進めることが重要です。

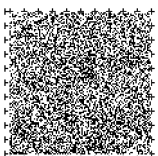
### 6 デジタル化等、社会情勢への対応

障害のある人による情報の十分な取得利用・円滑な意思疎通のためには、情報アクセシビリティの向上等に寄与するデジタルツールの導入が必要です。また、障害福祉分野のサービス事業者における業務負担軽減、効率化等に向けたデジタル活用を促進していくことも重要です。



## この計画で取り組んでいくこと

基本目標	施策	施策の方向性	
1 暮らしの 基盤づくり	(1)保健・医療	① 疾病の予防と早期発見・早期治療の推進	
		② 健康の保持・増進	
		③ 医療サービスの充実	
	(2)生活支援サービス	① 訪問系サービスの充実	
		② 日中活動系(通所系)サービスの充実	
		③ 短期入所等の充実	
		④ 生活の場の確保	
		⑤ その他の生活支援	
		⑥ 障害のある人の地域移行	
	(3)相談・情報提供	⑦ 障害のある人の家族支援	
		① 相談支援体制の充実	
		② 情報提供の充実	
2 自立と社会参加 の基盤づくり	(1)障害のある子どもの 教育・育成	③ 障害のある人の権利擁護	
		① 早期療育の充実	
		② 学校教育の充実	
		③ 子育て支援の充実	
	(2)雇用・就労	④ 医療的ケア児の支援	
		① 雇用の場の拡大	
		② 個々に応じた就労支援	
	(3)スポーツ・文化芸術 活動	③ 総合的な就労支援施策の推進	
		① スポーツ・文化芸術活動の推進	
		② 参加しやすい環境の整備	
	3 人にやさしい まちづくり	(1)まちづくり	① ユニバーサルデザインのまちづくり
			② 安全な移動の確保
③ 防災・防犯対策の推進			
(2)障害と障害のある 人への理解		① 広報・啓発の推進	
		② 福祉教育の推進	
		③ 交流活動の推進	
(3)地域福祉の推進		① 地域福祉活動の推進	
		② 関係団体との連携	



# 第7期刈谷市障害福祉計画・第3期刈谷市障害児福祉計画

## 成果目標

国の示す基本指針を踏まえるとともに、本市における過去の実績と地域の実情を考慮し、成果目標を設定し、それらの達成をめざし、施策を推進します。

### 1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

基準値	
令和4年度末の施設入所者数	72人
成果目標	
地域生活への移行者数	3人（基準値の4.2%）
令和8年度末の施設入所者数	68人（基準値の5.6%削減）

### 2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

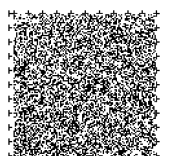
活動指標	R6年度	R7年度	R8年度
保健・医療・福祉等の関係者及び当事者団体による協議の場の開催回数	2	2	2
保健・医療・福祉等の関係者及び当事者団体による協議の場への関係者の参加者数	12	12	12
保健・医療・福祉等の関係者及び当事者団体による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1	1	1
精神障害のある人の地域移行支援の利用者数	2	2	2
精神障害のある人の地域定着支援の利用者数	1	1	1
精神障害のある人の共同生活援助の利用者数	47	55	65
精神障害のある人の自立生活援助の利用者数	1	1	1
精神障害のある人の自立訓練（生活訓練）の利用者数	4	4	4

### 3 地域生活支援拠点等の整備

成果目標	目標(R8年度)		
地域生活支援拠点等の整備	実施		
地域生活支援拠点等の運営状況の検証・検討	年1回以上		
強度行動障害を有する人への支援体制の整備	実施		
活動指標	R6年度	R7年度	R8年度
地域生活支援拠点等の設置か所数	1	1	1
コーディネーターの配置人数	1	1	1
地域生活支援拠点等が有する機能の充実に向けた支援の実績等を踏まえた検証及び検討の実施回数	3	3	3

### 4 福祉施設から一般就労への移行等

基準値	
令和3年度の就労移行支援事業等からの一般就労への移行者数	29人
うち就労移行支援事業からの移行者数	11人
うち就労継続支援A型事業からの移行者数	16人
うち就労継続支援B型事業からの移行者数	0人
令和3年度の就労定着支援事業の利用者数	26人
成果目標	目標(R8年度)
一般就労への移行者数	40人（基準値の1.38倍）
うち就労移行支援事業からの移行者数	15人（基準値の1.36倍）
うち就労継続支援A型事業からの移行者数	21人（基準値の1.31倍）
うち就労継続支援B型事業からの移行者数	4人（令和2年度実績の1.33倍）
一般就労へ移行した者の割合が5割以上の就労移行支援事業所の割合	50%以上
就労定着支援事業利用者数	37人（基準値の1.42倍）
就労定着率が7割以上の就労定着支援事業所の割合	25%以上



## 5 障害児支援の提供体制の整備等

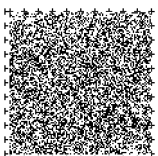
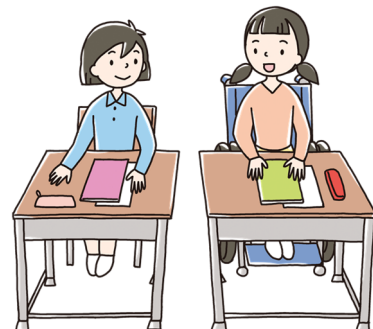
成果目標	目標(R8年度)		
児童発達支援センターの設置	1か所以上		
障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進体制の構築	有		
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所等の設置数	1か所以上		
重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	1か所以上		
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	有		
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	有		
活動指標	R6年度	R7年度	R8年度
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置人数	6	6	6
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者（保護者）数	15	15	15
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施者（支援者）数	1	1	1
ペアレントメンターの人数	1	1	1
ピアサポートの活動への参加人数	20	20	20

## 6 相談支援体制の充実・強化等

成果目標	目標(R8年度)		
基幹相談支援センターの設置	有		
活動指標	R6年度	R7年度	R8年度
基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言の件数	7	7	7
基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	2	2	2
基幹相談支援センターによる地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	4	4	4
基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数	1	1	1
協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施回数	4	4	4
協議会における相談支援事業所の参画による事例検討参加事業者・機関数	8	8	8
協議会の専門部会の設置数	5	5	5
協議会の専門部会の実施回数	16	16	16

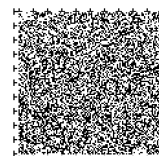
## 7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

成果目標	目標(R8年度)		
障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	実施		
活動指標	R6年度	R7年度	R8年度
都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市職員参加人数	20	20	20
障害者自立支援審査支払システム等の審査結果を事業所や関係自治体等と共有する回数	12	12	12




## 障害福祉サービス等の見込み

サービス名		単位	R 6年度	R 7年度	R 8年度	
障害福祉サービス	訪問系サービス	居宅介護	人/月	144	149	154
			時間/月	3,830	3,963	4,096
		重度訪問介護	人/月	16	16	16
			時間/月	4,003	4,003	4,003
		同行援護	人/月	9	8	7
			時間/月	78	70	61
	行動援護	人/月	1	1	1	
		時間/月	36	36	36	
	日中活動系サービス	生活介護	人/月	208	209	210
			人日/月	4,056	4,076	4,095
		自立訓練（機能訓練）	人/月	2	2	2
			人日/月	18	18	18
		自立訓練（生活訓練）	人/月	4	4	4
			人日/月	41	41	41
		就労選択支援	人/月	0	1	3
		就労移行支援	人/月	57	65	74
			人日/月	1,004	1,145	1,304
		就労継続支援A型	人/月	173	190	208
			人日/月	3,401	3,735	4,089
		就労継続支援B型	人/月	371	403	438
			人日/月	6,443	6,998	7,606
		就労定着支援	人/月	18	21	24
		療養介護	人/月	14	14	14
		短期入所（福祉型）	人/月	57	60	64
			人日/月	439	462	493
		短期入所（医療型）	人/月	6	6	6
	人日/月		35	35	35	
	居住系サービス	自立生活援助	人/月	1	1	1
共同生活援助（グループホーム）		人/月	138	153	170	
施設入所支援		人/月	71	70	68	
相談支援	計画相談支援	人/月	133	147	162	
	地域移行支援	人/月	2	2	2	
	地域定着支援	人/月	1	1	1	
障害児通所支援等に 関するサービス	児童発達支援	人/月	155	176	200	
		人日/月	1,960	2,225	2,528	
	放課後等デイサービス	人/月	410	459	514	
		人日/月	5,317	5,952	6,665	
	保育所等訪問支援	人/月	54	70	91	
		人日/月	59	76	99	
	居宅訪問型児童発達支援	人/月	1	1	1	
		人日/月	2	2	2	
	障害児相談支援	人/月	116	131	148	



## 地域生活支援事業の見込み

サービス名		単位	R 6年度	R 7年度	R 8年度
理解促進研修・啓発事業		実施の有無	有	有	有
自発的活動支援事業		実施の有無	有	有	有
相談支援事業	障害者相談支援事業	か所	6	6	6
	基幹相談支援センター	か所	1	1	1
	基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	有	有	有
	住宅入居等支援事業	実施の有無	有	有	有
成年後見制度利用支援事業		件	2	2	2
成年後見制度法人後見支援事業		実施の有無	有	有	有
意思疎通支援事業	手話通訳者設置事業	人	1	1	1
	手話通訳者派遣事業	件	277	278	279
	要約筆記者派遣事業	件	35	40	46
日常生活用具給付等事業	介護・訓練支援用具	件	8	8	8
	自立生活支援用具	件	25	31	39
	在宅療養等支援用具	件	27	26	25
	情報・意思疎通支援用具	件	31	35	39
	排せつ管理支援用具	件	2,812	2,916	3,024
手話奉仕員養成研修事業		修了者数	20	20	20
移動支援事業		人/月	107	118	130
		時間/月	888	980	1,079
地域活動支援センター事業		か所	6	6	6
		人/月	54	53	51
任意事業	日常生活支援				
	移動入浴事業	人/月	7	7	7
	日中一時支援事業	人/月	83	88	94
		回/月	637	676	722
	社会参加支援				
	スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	講座数	4	4	4
		定員数	124	124	124
	文化芸術活動振興	講座数	6	6	6
		定員数	106	106	106
	自動車運転免許取得・改造助成	人	8	8	8

  
**刈谷市障害者計画**  
**第7期刈谷市障害福祉計画**  
**第3期刈谷市障害児福祉計画**

発行 令和6年3月  
 発行者 刈谷市 / 編集 福祉健康部福祉総務課  
 〒448-8501 刈谷市東陽町1丁目1番地  
 TEL:0566-62-1208 FAX:0566-24-3481

